

和歌山市プレミアム付商品券

取扱事業者（参加店舗）募集要項

1 本事業の目的

和歌山市では、物価高騰等の影響を受けた生活者や事業者を支援するため、市内参加店舗のみで利用可能な「和歌山市プレミアム付商品券」の発行により市内での消費喚起を図り、地域経済の回復を目的として本事業を実施する。

2 プレミアム付商品券事業の概要

- (1) 事業名称 : 和歌山市プレミアム付商品券事業
- (2) 商品券発行者 : 和歌山市
- (3) 商品券販売者 : 和歌山市プレミアム付商品券運営事務局
- (4) 商品券名称 : わかやまペイ
- (5) 商品券発行総額 : 16 億 2,500 万円（予定）
- (6) 商品券発行総口数 : 【デジタル商品券】 17 万 5,000 口
: 【紙商品券】 7 万 5,000 口
- (7) 商品券の構成 : スマホ型デジタル商品券 1 口 6,500 円分（プレミアム分 1,500 円含む）
: 紙商品券 1 口 6,500 円分
(1 冊 500 円×13 枚つづり プレミアム分 1,500 円含む)
- (8) 購入対象者 : 和歌山市に居住する者（※申込み多数の場合は抽選）
※予定販売数に達しない場合、または当選者の販売期間終了後、予定販売数に達しない場合は 2 次募集を実施
- (9) 購入限度数 : デジタル商品券・紙商品券のいずれか一方を選択の上、1 人あたり 4 口まで購入可能
- (10) 利用期間 : 令和 7 年 7 月 28 日（月）から令和 7 年 10 月 31 日（金）まで
- (11) 購入方法 : 【デジタル商品券】「わかやまペイ」アプリ内の手順に従い、クレジットカードまたはコンビニエンスストアで決済後、購入額分をチャージ
【紙商品券】市内数か所にて購入・引換予定
- (12) 取扱事業者 : 和歌山市内に事業所または店舗があり申込資格を満たす事業者
- (13) 参加店舗 : 事前公募により登録した和歌山市内の店舗または事業所
(小売・飲食・交通・各種サービス等)
※デジタル商品券・紙商品券とともに利用できること

3 取扱事業者（参加店舗）の申込資格

和歌山市内に店舗又は事業所があり消費者に直接、商品・サービスを提供できる事業者。ただし次の事業者以外とする。

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、

クラブ、待合などの営業を行なう者。

- ・特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者。

4 本事業の商品券について

本事業で発行するスマホ型デジタル商品券「わかやまペイ」と称したものと紙商品券は、参加店舗でのみ利用可能な商品券である。

（１） 利用方法（利用者）

【デジタル商品券】

- ① 利用者のスマートフォンにアプリ「わかやまペイ」アプリをダウンロードする。
- ② 当選通知に記載の I D とパスワードでログインする
- ③ 電話番号認証で認証後にアプリの案内に従い購入（チャージ）を行う。
- ④ 参加店舗に掲示されている Q R コードを利用者がアプリで読み取り決済する。

【紙商品券】

- ① 希望した市内の引き換え場所に当選通知を持参し、購入・引換をする。
- ② 参加店舗で使用する。

（２） 利用方法（参加店舗）

- ① 申込情報に基づいて運営事務局より送付される Q R コードをレジ周辺に掲示する。
- ② 利用者からの申し出に応じて、デジタル商品券はスマホ画面、紙商品券は金額分の商品券を受領し、決済を完了を確認する。
- ③ その他、デジタル商品券での金額入力間違い等の誤決済が生じた場合は、参加店舗用の専用サイトから取消行為を行う。

5 商品券の利用対象とならないもの

- ・たばこ事業法（昭和 5 9 年法律第 6 8 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ、加熱式たばこ及び電子たばこの購入。
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入。
- ・消費にあたらぬものへの支払い（出資、振込手数料、保険料等）
- ・公租公課の納付（国税、地方税、使用料等）
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ。
- ・金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い。
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- ・その他、市が当該事業の趣旨にそぐわないと判断したもの。

6 その他商品券についての留意事項

- ・取扱事業者（参加店舗）において、利用期間内に限り利用可能。
- ・購入後の返品、返金はできない。
- ・現金との引換は行わない。
- ・釣り銭は支払わない。
- ・盗難、紛失、滅失等に対して、市は責を負わない。
- ・取扱事業者（参加店舗）において、利用対象外となる商品については、予め消費者等が認識するよう明示する義務を負う。 なお利用対象外となる商品をめぐる消費者とのトラブル・苦情に関し、市は責を負わない。
- ・取扱事業者（参加店舗）において、デジタル商品券・紙商品券ともに利用できること

7 取扱事業者（参加店舗）の責務

取扱事業者（参加店舗）は次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- （１） 商品券の利用において、利用対象外のもの（「５ 商品券の利用対象とならないもの」参照）を扱った取引を行わないこと。
- （２） 商品券の利用を拒否しないこと。ただし、商品券の残額が不足している場合に、参加店舗が不足額を現金などにより充当させないと判断した場合は、商品券の利用を拒否できるものとする。
- （３） 前項の対応をとる場合、予め消費者等が認識できるよう明示する義務を負う。
- （４） 利用者が商品券で購入した商品等を返品する際は、現金・電子マネーなどによる返金は行わず、原則代替品等との交換とすること。ただし、取扱事業者（参加店舗）が代替品等との交換を行うことができないと判断した場合は、デジタル商品券を当該利用者に払い戻すことができる。紙商品券については払い戻す事は出来ない。
- （５） 商品券の不正利用等の疑いがあるときは、事務局に報告すること。
- （６） 商品券の取り扱い方法については、レジ担当者をはじめ商品券を取り扱うすべての関係者に周知すること。
- （７） デジタル商品券の決済を行う際は、その決済金額が決済画面に正しく入力されているかどうか予め確認を行い、利用者による決済操作（ボタン押下）後に決済完了画面へ切り替わったことを確認すること。
- （８） 事務局が配付するステッカー、ポスター、決済用QRコード等を利用者の見やすい場所に掲示すること。
- （９） 利用者の混乱を招くおそれがあるため、閉店や休業等のやむを得ない事情がない限り、商品券が利用できる期間中においては、継続して参加店舗として商品券を取り扱うことについて同意すること。
- （１０） 上記事情により参加店舗の登録事項の変更や登録を取り消す必要がある場合は、速やかに事務局まで届け出ること。
 - （１１） 参加店舗関係者が商品券を購入した場合において、当該商品券を当該参加店舗での直接換金、商品仕入れ等への利用は行わないこと。
 - （１２） 本要項を遵守し、商品券を適正に取り扱うこと。
 - （１３） 申込み内容や商品券の取引に疑義が生じた場合は、調査に協力すること。

8 利用済商品券の換金方法

- （１） デジタル商品券について、取扱事業者（参加店舗）は換金するための申請は不要とし、事務局は月２回の換金振込を実施する。
- （２） 紙商品券について、取扱事業者は（参加店舗）は紙商品券の裏面に記載の申請用コードを読み取り、換金の申請をおこなうこととする。事務局は月１回の換金振込を実施する。

(3) 換金振込は参加店舗申込時に登録した口座へ行うものとし、これに係る参加店舗の手数料は無料とする。

◆デジタル商品券の換金について

商品券利用期間	振込予定日
① 07月28日(月) ～ 07月31日(木)	08月12日(火)
② 08月01日(金) ～ 08月15日(金)	08月25日(月)
③ 08月16日(土) ～ 08月31日(日)	09月10日(水)
④ 09月01日(月) ～ 09月15日(月)	09月25日(木)
⑤ 09月16日(火) ～ 09月30日(火)	10月10日(金)
⑥ 10月01日(水) ～ 10月15日(水)	10月27日(月)
⑦ 10月16日(木) ～ 10月31日(金)	11月10日(月)

◆紙商品券の換金について

商品券利用期間	振込予定日
① 07月28日(月) ～ 08月10日(日)	08月20日(水)
② 08月11日(月) ～ 09月10日(水)	09月22日(月)
③ 09月11日(木) ～ 10月10日(金)	10月20日(月)
④ 10月11日(土) ～ 10月31日(金)	11月20日(木)

※上記日程は予定の為変更となる可能性があります。最終スケジュールについては後日配布する「参加店舗マニュアル」にて必ず確認して下さい。

9 申込方法

参加店舗の登録を希望する取扱事業者（参加店舗）は本事業の専用ホームページより申込みものとする。

（※参加店舗登録料は無料）

※一次申込期間：令和7年6月2日（月）から令和7年6月30日（月）まで

FAX 受付 6月27日（金）まで

※上記以降も随時登録を受付しますが、市民向け参加店舗リーフレットに店舗名を掲載するための申込期限となります。

最終申込：令和7年9月30日（火）

※一次申込以降9月30日（火）までの申込については、ホームページとアプリにのみ掲載となります。

- (1) 参加希望店舗は専用ホームページ内、参加店舗登録ページより和歌山市プレミアム付商品券参加店舗登録申請書兼誓約書へ同意のうえ、エントリーフォームへ必要事項を入力し申請
(<https://wakayama-premium2025.jp/>) 又は FAX:073-494-3263 へ送付

10 スターターキットの送付

事務局にて審査の結果、承認した事業者には、登録店舗ごとにスターターキットを送付。

- ①参加店舗用マニュアル、②管理画面マニュアル、③QRコードPOP台紙、④QRコードシール台紙、
⑤ポスター、⑥ステッカー、⑦のぼり（のぼりは希望者のみ・ポールは各自でご用意ください）

一次申込期限令和7年6月30日（月）（FAXは6月27日（金））までに参加申込を行った事業者については、令和7年7月中旬（利用開始前）にスターターキットを事務局より送付の予定であるが、一次申込期限以降の事業実施期間中に申込みの場合については、準備が整い次第順次送付する。

1.1 参加店舗の登録の取消し等

参加店舗においては本要項に違反する行為及び「3 取扱事業者（参加店舗）の申込資格」に該当しないと認められた場合は、事務局は換金の拒否、参加店舗登録の取り消しを行うことがある。またその違反行為により損害金が生じた際は損害賠償請求を行う場合がある。

違反する行為の一例

- ① 申請事項を偽って不正に登録する
- ② 商品券の自己取引や架空取引を行う
- ③ 詐欺等の犯罪に結びつく行為を行う

1 2 紛争の解決

商品券の利用に際して取扱事業者（参加店舗）と利用者との取引に関する苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、和歌山市は一切責任を負わない。

1 3 その他

- （１） 本事項に記載のない事項、又は定めのない事項に関しては、和歌山市がその対応を決定する。
- （２） 参加店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は、「商品券の使えるお店」として専用ホームページ及び専用アプリに掲載する。（※商品券の購入申込開始日：令和７年７月２８日（月）時点での掲載は、令和７年６月３０日（月）（FAXは６月２７日（金））までに事務局へ申請している事業者に限る。）
- （３） 国及び和歌山市の方針、指示等により実施内容を変更する可能性がある。
- （４） 参加申請の際に取得した店舗情報、個人情報については、本事業の実施の範囲において利用するとともに、和歌山市で今後同様の事業を実施する場合、事業の周知等において利用する。
- （５） 商品券の盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、和歌山市及び事務局は一切責任を負わない。
- （６） 本事業において和歌山市及び事務局が必要と認める場合は調査をすることができる。

【和歌山市プレミアム付商品券事業事務局】

〒640-8331 和歌山市美園町 5-61 和歌山 MIO 4 階

フリーダイヤル：0120-138-520

FAX : 073-494-3263

URL : <https://wakayama-premium2025.jp/>

Mail : wakayama_premium2025@nta.co.jp

開設時間 : 9 時 00 分～17 時 30 分 平日・土日祝含む

和歌山市プレミアム付商品券取扱事業者（参加店舗）誓約事項

- （１）商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- （２）商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- （３）商品券の再販、再流通を致しません。
- （４）商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。
- （５）商品券の利用期間中は参加店舗として登録し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- （６）商品券の取扱、参加店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- （７）商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争を生じ、店舗側の席に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- （８）商品券の取扱に対して和歌山市から改善要望があった場合にはそれに従います。
- （９）店舗名・所在地・電話番号・業種の公表（専用ＨＰ・アプリ・リーフレット等に掲載）について同意します。
- （１０）登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的としないキャバレー・クラブ、待合などを運営する者」、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、「公序良俗に反する店舗等」、「反社会的勢力が経営に実質的に関与している店舗等」ではありません。
- （１１）和歌山市プレミアム付商品券の利用可能店舗となります。
- （１２）参加申請の際に登録した店舗情報・個人情報等については、今後和歌山市で同様の事業を実施する場合の事業周知等に利用されることを同意します。